

平成30年度徴収基準額表（保育料）

南部町では、子育て支援のために、保育料の基準額を下げ、保護者の負担軽減を行っています。

【教育標準時間利用】（通常保育時間 8:30～12:30）

階層区分	定義		徴収基準額（月額：円）
第1階層	生活保護世帯		0円
第2階層	市町村民税所得割非課税世帯	ひとり親世帯等	0円
		ひとり親世帯等以外の世帯	3,000円
第3階層	市町村民税所得割課税世帯77,100円以下	ひとり親世帯等	0円
		ひとり親世帯等以外の世帯	10,100円
第4階層	市町村民税所得割課税世帯211,200円以下		18,300円
第5階層	市町村民税所得割課税世帯211,201円以上		23,000円